

「男女雇用機会均等推進者」  
「職業家庭両立推進者」  
「短時間・有期雇用管理者」

の選任・変更届

令和 年 月 日

福井労働局長 殿

事業所名.....  
所在地.....  
代表者職氏名.....  
主な事業内容.....

総労働者数 女 人 男 人  
うち正社員数 女 人 男 人  
うち短時間・有期雇用労働者数 女 人 男 人

この度、当社（事業所）では下記のとおり男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者として（選任・変更）いたしますので、報告します。

記

●男女雇用機会均等推進者（選任 変更）

企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	

●職業家庭両立推進者（選任 変更）

企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	

●短時間・有期雇用管理者（選任 変更）

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	

※「選任・変更届」の届出先（郵送可）

福井労働局雇用環境・均等室 〒910-8559 福井市春山 1-1-54 (TEL 0776-22-3947)

※ 届出様式は福井労働局ホームページ様式集の各法律名からダウンロードできます

福井労働局 HP アドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>

(福井労働局 HP トップ右側 お役立ち情報>法令・様式集>様式集>各法律名)

## 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者、短時間・有期雇用管理者の選任について

### 男女雇用機会均等推進者とは

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に関わる方を「男女雇用機会均等推進者」として選任に努めていただくようお願いしています（法第13条の2）。

各事業所において、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境をつくるという役割を担う方として、必要な取組を推進いただきます。

職務はおおむね次のとおりです。

- (1) 次のことに関し、関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うこと。
  - (イ) 男女雇用機会均等法に定める性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止及び母性健康管理に関すること
  - (ロ) 労働基準法に基づく男女同一賃金の原則及び母性保護の規定に関すること
- (2) 女性労働者が活躍しやすい職場環境をつくるポジティブ・アクションの推進の方策について検討し、必要に応じ事業主等に対する進言、助言を行うとともに、その具体的取組が着実に実施されるよう促すこと。
- (3) 事業所において、女性労働者が能力発揮しやすい職場環境の整備に関する関心と理解を喚起すること。
- (4) 男女雇用機会均等推進者の職務について都道府県労働局雇用環境・均等室との連絡を行うこと。

### 職業家庭両立推進者とは

育児や家族介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするためには、育児・介護休業法に基づき講ずべき各措置を制度化させ、これを円滑に実施するとともに、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るため、社内の理解を深めることが極めて重要です。

このため、育児・介護休業法では、企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭の両立のための取組を企画し、実施するという業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないと規定されています（法第29条）。

厚生労働省では、企業全体の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。

### 短時間・有期雇用管理者とは

パートタイム・有期雇用労働法では、パートタイム労働者・有期雇用労働者を常時10人以上雇用する事業所は、パートタイム・有期雇用労働指針に定める事項その他雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間・有期雇用労働者」を選任するよう努めなければならないと規定されています（法第17条）。

厚生労働省では、事業所のパートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善に取り組む方の選任をお願いしています。

「短時間・有期雇用管理者」は、事業所の人事労務管理について権限を有する方を選任することが求められます。期待される業務は以下のようなものです。

- (1) パートタイム・有期雇用労働法やパートタイム・有期雇用労働指針に定められた事項その他のパートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項について、事業主の指示に基づき必要な措置を検討し、実施すること。
- (2) 労働条件等に関して、パートタイム労働者・有期雇用労働者の相談に応じること。

推進者等を新たに選任または変更する場合は、選任・変更届を労働局雇用環境・均等室までにご提出いただきますようお願いいたします。

労働局雇用環境・均等室では、ご選任いただいた「男女雇用機会均等推進者」、「短時間・有期雇用管理者」、「職業家庭両立推進者」の方に、各種セミナーの開催案内を始め、情報や資料の提供を行っています。